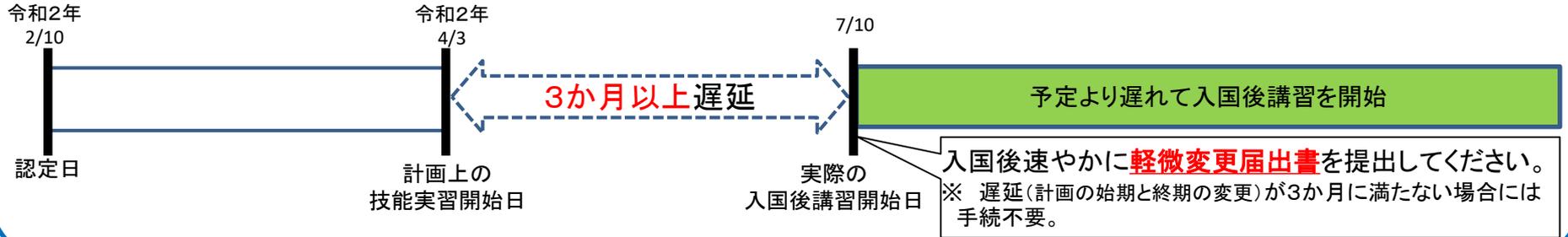


新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により予定どおりに技能実習を行うことができなくなった場合、または、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置を踏まえ、技能実習を開始・再開する場合の手続について

① 予定どおりに技能実習を行うことができなくなった場合の手続きは以下のとおりです。

実習の開始時期が3か月以上遅れる場合

外国人技能実習機構において認定を受けた技能実習計画の開始時期が、計画より**3か月以上遅れる場合は、技能実習計画軽微変更届出書の提出が必要**です。



② 国際的な人の往来再開に向けた段階的措置を踏まえ、技能実習を開始・再開する場合の手続きは以下のとおりです。

一時帰国後、再入国する場合

一時帰国後、入国規制等により再入国できなくなった場合は、**技能実習実施困難時届出書の提出により、技能実習計画期間の中断が可能**としていますが、再入国が可能になり実習を再開する場合は**軽微変更届出書の提出により、再開が可能**となります(通常は、実習を再開する際には、再度技能実習計画の新規認定が必要)。



※ 一時的な中断により実習に伴う在留期間を延長する必要がある場合は、当該技能実習実施困難時届出書及び技能実習計画軽微変更届出書の写しの添付により中断期間を明らかにし、地方出入国在留管理官署に在留期間更新許可申請をしてください。